

施策（10）子ども・若者の自立や立ち直りの支援

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

さまざまな悩みや課題を抱える若者の自立を支援するため、その総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年度に設置し、関係機関と連携しながら、相談対応や若者の課題や段階に応じた体験プログラムの提供など、きめ細やかな自立支援に取り組みました。加えて、少年支援室における不登校や非行等の少年への支援・援助、ひきこもり地域支援センター「すてっぴ」におけるひきこもりの課題を抱えた当事者・家族への支援などにも取り組みました。

また、青少年の非行対策に全市的な視点から総合的・効果的に取り組むため、警察、関係機関、地域団体、行政などで構成する「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を平成24年度に立ち上げました。その中で、非行少年の立ち直り支援への取り組みとして、深夜はいかい等を行う青少年の居場所となる「ドロップイン・センター」の設置や、非行歴のある青少年を雇用し、立ち直りを支える「協力雇用主」に対する見舞金制度の創設（ともに平成25年度）などに取り組みました。

さらに、若者ワークプラザ北九州を拠点に、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職活動に関する相談・助言、就職関連情報の提供や職業紹介、就業意識や職業能力向上のための講座等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組みました。このように、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている子どもや若者等が、自立できる社会環境づくりに努めました。

【現状・課題】

ア. 若者を取り巻く現状

《現状》

将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を抱えている若者の増加が社会問題となっています。本市においては、不登校、ひきこもり等による少年支援室への通室は横ばい傾向で、保護者や本人からの相談件数は、平成21年度以降やや増加しています。

《課題》

- 子ども・若者の育成支援に関する相談・情報提供、助言等に関する拠点機能の維持・充実が必要です。
- 不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える青少年に対して、個々に応じたよりきめ細かな立ち直りへの支援が必要です。
- 子ども・若者を支援するためのネットワークの維持・充実が必要です。
- インターネット等による情報の提供により、若者に有益な情報やそれぞれの専門機関の情報などを効果的かつタイムリーに発信することが必要です。
- 若者の自立に向けた意識啓発、社会参加準備のための体験プログラム等の確保が必要です。

イ. 少年犯罪や非行

《現状》

「刑法犯少年の検挙補導人員」は減少傾向にありますが、非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い傾向にあります。また、子ども総合センターにおける非行相談件数は、平成19年度をピークに減少傾向にありましたが、ここ数年は横ばい状態です。

《課題》

- 非行少年の立ち直り支援と自立を促進するため、警察や保護司会、協力雇用主会、学校、地域等関係機関・団体との連携を図り、より効果的・効率的で適切な支援等が行えるよう着実な取り組みを進めていくことが必要です。

【施策の方向性・柱】

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

① 若者の自立を支援する環境づくり

現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート（若年無業者）、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

警察や保護司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就労支援等、地域の理解を深め、地域において非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

【成果の指標（目標）】

- ① 「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）
(25年度：222人⇒31年度：500人)
- ② 北九州市協力雇用主見舞金登録者数 (25年度：10人⇒増加)

(参考データ)

○ 若者の労働力状況(15歳以上40歳未満)

	北九州市		全国	
	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
ニート (若年無業者)	1.2% (3,718 人)	1.1% (3,050 人)	1.2% (500,911 人)	1.1% (428,898 人)
臨時雇用者	7.6% (22,895 人)	16.6% (45,444 人)	8.2% (3,325,354 人)	16.2% (6,136,561 人)
完全失業者	6.4% (19,091 人)	5.8% (15,765 人)	5.1% (2,075,347 人)	5.0% (1,883,862 人)
労働力状況不詳	4.9% (14,547 人)	5.4% (14,718 人)	4.6% (1,865,712 人)	6.7% (2,548,083 人)
計	20.1% (60,251 人)	28.9% (78,977 人)	19.1% (7,767,324 人)	29.0% (10,997,404 人)

資料:総務省「国勢調査」

○ 若年者の年代別完全失業率

	北九州市	全国
15～19 歳	18.5%	14.6%
20～24 歳	13.5%	10.7%
25～29 歳	10.2%	8.1%
30～34 歳	7.8%	6.4%
35～39 歳	7.1%	5.4%

資料:「国勢調査(平成 17 年度)」

○ ニート(若年無業者)、フリーターの人数(15歳以上35歳未満)

年	フリーターの人数(全国)
21	178 万人
22	183 万人
23	176 万人
24	180 万人

資料:総務省「労働力調査」 ※平成 23 年の数字は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果

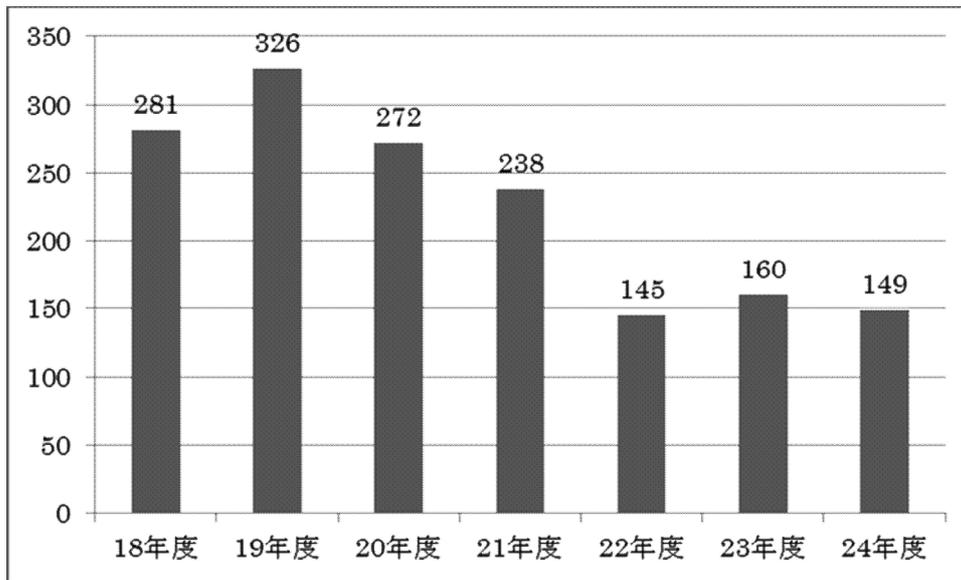
○ 再犯者率*1

北九州市	全国
38.1%	34.3%

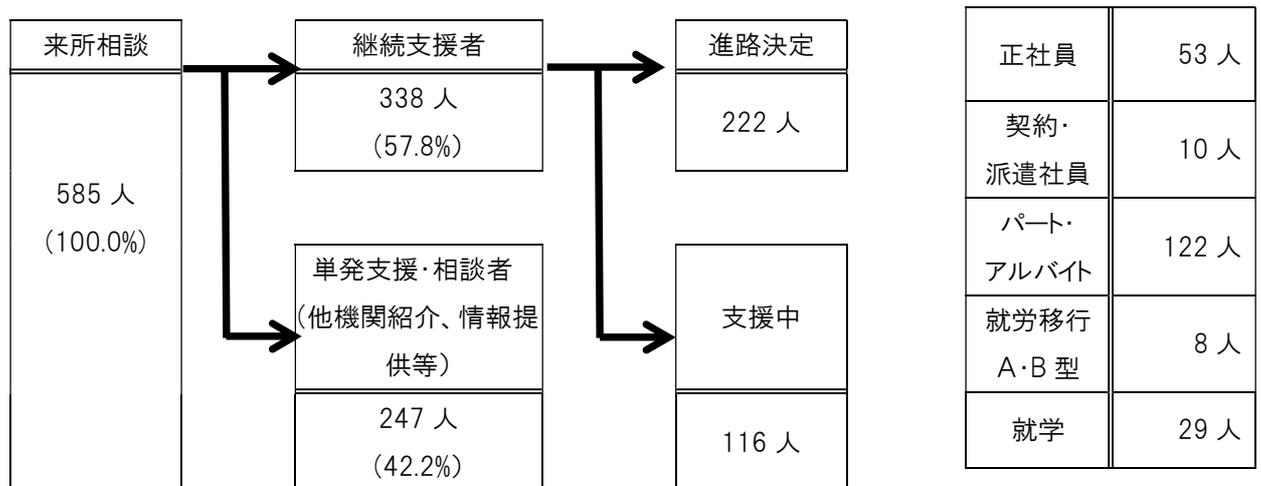
資料:福岡県警察データより集計(平成 25 年)

*1:再犯者率…14 歳～19 歳の犯罪少年検挙人員のうち、再犯者が占める割合

○ 子ども総合センターの非行相談件数推移



○ 「YELL」来所相談者の支援状況・就業等実績(平成 22 年 10 月～26 年 3 月)



○ 北九州市立ユースステーション利用者数(平成 25 年度)

利用区分	小学生	中学生	高校生	大学・専門	一般	計
合計	5,709 人	5,341 人	44,849 人	2,726 人	5,169 人	63,794 人
(割合)	(8.9%)	(8.4%)	(70.3%)	(4.3%)	(8.1%)	(100.0%)

■ 具体的な取り組み

① 若者の自立を支援する環境づくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	若者のための応援環境づくりの推進 [子ども家庭局・青少年課]	若者向けHPや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユースアドバイザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進します。
	子ども・若者応援センター「YELL」の運営 [子ども家庭局・青少年課]	子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援します。
	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族等の電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペース等を提供することで、ひきこもり当事者が社会に参加し、いきいきと自分らしく暮らせることを目指します。 《相談延べ件数》 24年度：1,388件⇒維持
	社会的ひきこもり対策事業 [保健福祉局・精神保健福祉センター]	さまざまな要因によるひきこもりの中でも、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」の状態にある人が自立できるよう、「社会的ひきこもり家族教室」等による支援を実施します。 また、「ひきこもり支援実務者連絡会」の開催等、関係機関との連携を図るための体制づくりを目指します。

	<p>ユースステーションの運営</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身につける場となる「ユースステーション」の運営を行います。</p> <p>《若者向け事業への参加者数》 25年度：914人⇒31年度：1,500人</p>
	<p>若年者就業促進事業</p> <p>[産業経済局・雇用政策課]</p>	<p>「若者ワークプラザ北九州」の運営により、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職関連情報の提供、就業相談や職業能力向上のための講座・セミナー、希望や適性に合った職業紹介等を実施するほか、若年者を対象とした求人開拓を実施し、地元企業への就職を促進します。</p>

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
新規	<p>北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>深夜はいかいを繰り返す青少年をさまざまな危険から守り、その立ち直りを促進するため、夜間開所し、はいかいしている青少年への声かけや相談対応、立ち直り支援機関への引継ぎ等を行う北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営を行います。</p>
新規	<p>協力雇用主と連携した就労支援 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡大を図るため、協力雇用主が雇用した少年から業務上の損害を受けた場合に見舞金を支給する制度を運営するとともに、ボランティア活動や就労体験等、各種プログラムを実施します。</p> <p>《協力雇用主数》 25年度：81社⇒増加</p>

	<p>非行少年の立ち直り支援と体制強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>非行少年の立ち直りと自立を促進するため、学校、警察、地域等と連携して非行少年およびその家庭への支援を積極的に行います。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を定例開催し、教育・福祉の視点に立った取り組みを実施します。</p>
	<p>少年支援室の運営</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年を通室させ、生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図ります。</p>

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

施策（11）社会的養護が必要な子どもへの支援

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れる、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。これら施設に対し、職員配置の見直しによる人員増や発達障害等のある児童にきめ細かな対応をするための職員加算、里親支援専門相談員の配置等のための運営費の加算など、児童の処遇向上を目的としたさまざまな施策を行ってきました。また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを7施設で実施しています。

さらに、児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助を行ったほか、大学等への入学金の助成を開始しました。また、生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、里親の養育技術の向上等を図るための研修を実施するとともに、情報交換の場である里親サロンを定期的で開催しました。加えて、家庭生活体験事業（一日里親事業）を実施し、児童養護施設等の入所児童が温かい家庭生活を体験することで、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援に努めてきました。

【現状・課題】

ア. 小規模グループケア等による家庭的養護

《現状》

児童養護施設では虐待を受けた子どもの入所が多く、きめ細かなケアのために、職員との個別的なかわりを重視した家庭的な養護（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）が望まれています。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇困難な児童を受け入れる例が多い傾向にあります。

《課題》

- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設による家庭的な養護を促進する必要があります。
- 発達障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど処遇困難児童の受入に伴う職員の資質向上や体制強化を図る必要があります。

イ. 退所を控えた児童に対する自立支援

《現状》

児童養護施設等を退所する児童は保護者の支援を受けられないことが多く、さまざまな生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図ることが求められています。

《課題》

- 児童養護施設等の退所を控えた児童、退所後の児童に対する自立を支援する必要があります。

ウ. 家庭的な養育

《現状》

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、さらなる充実が望まれています。また、児童虐待や養育環境などの理由により、お盆や正月などでさえ家庭には帰省できない子どもがいます。

《課題》

- 里親制度の普及・拡大(登録数の増)や、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要があります。
- 家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業（一日里親事業）を拡充するなど、子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮することが必要です。

【施策の方向性・柱】

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに育まれ、自立できる社会環境づくり』

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。

また、就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

【成果の指標（目標）】

- ① 小規模グループケアの設置数 （24年度：11か所⇒31年度：14か所）
- ② 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率
（24年度：11.6%⇒31年度：20%）

(参考データ)

○ 施設種別要保護児童数

	種別	施設数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	6か所	405人	329人
	乳児院	1か所	33人	23人
	里親※	79世帯	—	39人
	ファミリーホーム	6か所	36人	21人
市外	児童養護施設	随時	随時	12人
	情緒障害短期治療施設	随時	随時	2人
	児童自立支援施設	随時	随時	1人

注:平成26年3月31日現在

※里親の「施設数」欄は登録世帯数

○ 里親登録数(各年度末現在)

平成20年度	61世帯
平成21年度	62世帯
平成22年度	68世帯
平成23年度	75世帯
平成24年度	79世帯
平成25年度	79世帯

○ 家庭生活体験事業(一日里親事業)の実績

年度	全児童数 (各年度8月1日現在)	体験延べ児童数	受託里親世帯数
20	392人	357人	233世帯
21	391人	683人	462世帯
22	362人	610人	421世帯
23	353人	754人	459世帯
24	348人	836人	499世帯
25	358人	743人	422世帯

資料:北九州市子ども総合センター統計

注:全児童数は8月1日現在の児童養護施設入所者数

体験児童数・受託里親数は、ともに延べ数

■ 具体的な取り組み

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	児童養護施設処遇改善事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設を対象に、発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に 応じて、職員を加配する費用を補助し、処遇 困難児への必要なケアと他児の処遇の質を確 保します。あわせて、職員配置の充実を図り ます。
	地域小規模児童養護施設・小規模グル ープケアの実施 〈児童養護施設措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等において、家庭的な環境の 中で職員との個別的な関係を重視したケアを 提供するため、小規模なグループ（原則6名 以内）によるケアを実施します。 《小規模グループケア実施箇所数》 24年度：11か所⇒31年度：21か所 《地域小規模児童養護施設数》 24年度：0か所⇒31年度：2か所
	自立援助ホームの運営 〈児童養護施設措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等を退所し、就職する児童に 対し、共同生活を営む住居において、相談そ の他の日常生活上の援助および生活指導、就 職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄 与する自立援助ホームを運営します。 《就職等自立児童数》 24年度：10人⇒増加
	児童養護施設等入所児童への運転免許 取得費助成など自立支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対 象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有 利な資格取得費の一部を助成することによ り、児童の自立を支援します。 また、大学等の入学金の助成や生活費の支 援を行い、進学の希望に応えます 《運転免許取得者数》 24年度：18件⇒増加

	<p>児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>施設入所児童等が就職や住宅を賃借する際、施設長等がその保証人を引き受けやすくするため、その損害賠償等を補償する保険に自治体負担で加入し、施設入所児童等の退所後の自立を促進します。</p>
	<p>入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>市内の児童養護施設等で発生した被措置児童等への虐待に対し、入所児童の権利の侵害を救済し、心身の健全な成長を図るため、その権利の擁護に向けた調査審議等を行い、市長に対して対応方針等について意見を述べます。</p>
再掲	<p>児童福祉施設等第三者評価事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。</p> <p>《参加実施施設数》 25年度：148施設⇒31年度：全ての保育所</p>

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	<p>ファミリーホームの運営 〈児童養護施設等措置費〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行います。あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努めます。</p> <p>《実施か所数》 25年度：5か所⇒31年度：11か所</p>

	<p>里親促進事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>家庭での養育に欠ける児童に対して、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う里親委託を推進するため、制度の普及啓発や里親への支援を総合的に実施します。</p> <p>《要保護児童に対する里親・ファミリーホーム委託率》</p> <p>24年度：11.6%⇒31年度：20%</p>
	<p>家庭生活体験事業（一日里親事業）の充実</p> <p>〈児童養護施設等措置費〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進します。</p>

施策（１２）ひとり親家庭への支援

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

ひとり親家庭は、就業による自立を促進することが重要であることから、母子福祉センターにおいて、就職に有利で、受講希望の多い講座を新設し就業支援講習会を充実するとともに、ハローワーク等と連携しながら、就労相談に応じるキャリアカウンセラーを新たに配置するなど同センターの機能強化を図り、支援内容を充実しました。

また、就業に役立つ資格を取得する際に、その受講期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために支給する高等職業訓練促進給付金を拡充するとともに、ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催するなど、就業支援の強化に取り組みました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度により、医療費の自己負担額を助成するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、母子家庭等の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図りました。

父子家庭への支援も拡充し、平成22年度からは児童扶養手当の支給、平成25年度からは高等職業訓練促進給付金、平成26年10月からは、福祉資金の貸付などの制度が父子家庭の対象となりました。また、母子福祉センターの名称も母子・父子福祉センターと改めました。

このほか、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の相談に対応するとともに、その実態に応じ必要な支援を行うことにより、経済的・社会的な自立の促進に努めてきました。

【現状・課題】

ア. 就業の状況

《現状》

本市の「母子世帯等実態調査」によると、母子家庭の平均年収は約234万円と父子家庭の約半分という低い水準にあります。雇用形態をみても、母子家庭の母親の83.6%が仕事に就いているものの、パートタイマーなどの非正規雇用の割合が48.8%と高く、非常に厳しい現状にあります。

《課題》

- 母子家庭が、収入面、雇用条件等で安定した仕事に就けるよう、引き続き、自立支援・就業支援を行う必要があります。

イ. 子育て・生活の状況

《現状》

母子家庭は、母親がひとりで生計を担っており、収入が少ない傾向があることから、日常の生活費や子どもの教育をはじめ、さまざまな経済的負担に悩みや不安を抱えています。

父子家庭からは、年金・手当、医療保障の充実のほか、職業訓練の場や働く機会を増やす等の要望があります。

一方で、ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービスが必要な際に、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業をはじめ、自立を支援する施策を実施していますが、十分に活用されていません。

《課題》

- 母子家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療費や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用についても促進する必要があります。
- 父子家庭を支援する施策の充実を図る必要があります。
- 自立を図るための施策の情報を必要とするひとり親家庭に、確実かつ効果的に届くよう、情報の提供方法を工夫する必要があります。

ウ. 教育の状況

《現状》

収入が低い母子家庭など親の世代の貧困が子どもの教育格差を生み、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。

《課題》

- 経済的な理由などにより、十分な学習支援を受けることができない子どもを含め、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、関係機関と連携しながら学習支援を行い、「貧困の連鎖」を未然に防ぐ取り組みが必要です。

【施策の方向性・柱】

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

【成果の指標（目標）】

- 1 ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数（母子・父子福祉センターの延べ利用者数）
（24年度：8,783人⇒ 31年度：9,000人）
- 2 ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合
 - (i) 母子・父子福祉センター （25年度：67.8%⇒減少）
 - (ii) 子ども・家庭相談コーナー （25年度：14.8%⇒減少）

(参考データ)

○ ひとり親家庭の世帯数

母子家庭	15,733 世帯
父子家庭	2,229 世帯
計	17,962 世帯

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注:推計値

○ 仕事の有無(母子家庭)

持っている	83.6%
持っていない	16.3%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ 就労形態(母子家庭)

正社員	43.5%
非正規社員	48.8%
パートタイマー	35.8%
派遣・契約社員	10.5%
臨時・日雇など	2.5%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ 世帯の年間税込収入(母子家庭)

100～150 万円	17.8%
150～200 万円	16.3%
200～300 万円	25.9%

○ ひとり親家庭の平均年収

母子家庭	約 234 万円
父子家庭	約 434 万円
1 世帯当り平均所得金額*1	549.6 万円

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

*1:全世帯(全国)の1世帯当り平均所得金額、平成 22 年国民生活基礎調査

○ 公的機関や制度で、ひとり親家庭が「知らない」回答した割合

	母子家庭	父子家庭
日常生活支援事業	61.8%	64.8%
母子寡婦福祉資金	42.0%	—
母子福祉センター	29.4%	53.8%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ ひとり親家庭で家事担当者の疾病時に代わりに家事をする人がいない家庭の割合

	母子家庭	父子家庭
代わりに家事をする人はいない	34.1%	28.1%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

○ ひとり親家庭になった当時困ったこと

	母子家庭	父子家庭
さしあたりの生活費	63.4%	25.2%
子どもの養育・しつけ・教育	27.1%	56.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答

○ 母子家庭において現在不足している費用

日常の生活費	52.2%
子どもの就学・通学のための費用	47.2%
住宅の転居のための費用	21.5%
子どもの結婚のための費用	17.8%
就職のための費用	14.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答

○ 父子家庭において行政機関に対する要望事項

年金・手当てなどを充実する	50.3%
医療保障を充実する	33.4%
職業訓練の場や働く機会を増やす	10.8%
生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する	10.3%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答

■ 具体的な取り組み

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

【就業支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。 《給付金の受給件数》 24年度：166件⇒増加
	母子・父子福祉センター事業 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。 また、各種研修会や親子のふれあい事業を行うなど、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図ります。 《センター利用者数》 24年度：8,783人⇒31年度：9,000人
拡充	母子自立支援プログラム策定事業の充実 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子・父子福祉センターで実施している就業支援の体制の充実を図り、就職者のさらなる増加を目指します。 また、当該事業によって就職につながった事例などを集めた成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てるとともに、当該事業の周知にも活用します。

拡充	ひとり親家庭のための合同就職説明会 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、企業への就職の場を提供する合同就職説明会を開催し、就業の機会を増やします。 また、当該事業と母子・父子福祉センターで行っている母子自立支援プログラム策定事業を連携させて、就職者を増やします。 《説明会参加者数》 24年度：106人⇒増加
----	--------------------------------------	---

【経済的支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	母子父子寡婦福祉資金貸付金 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進します。
	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図ります。

【子育て・生活支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	<p>母子家庭等日常生活支援事業 〈母子家庭等生活支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。</p>
	<p>母子生活支援施設（母子寮）の運営</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>市内2か所の母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談、その他の援助を行います。</p>
	<p>ひとり親家庭等交流推進事業 〈母子家庭等生活支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>ひとり親家庭や寡婦の相互の親睦を深め、親子のより良い関係を築くため、動物園等へのバスハイクやスポーツ大会などの交流事業を行います。</p> <p>《参加者数》 24年度：581人⇒増加</p>
	<p>母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>[建築都市局・住宅管理課]</p>	<p>母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。</p>
<p>新規</p>	<p>子どもの学習支援</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課] [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課] [教育委員会・指導企画課]</p>	<p>経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取り組みを進めます。</p>

【相談・情報提供】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	<p>ひとり親家庭施策の周知</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>ひとり親家庭の利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布します。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知します。</p>
再掲	<p>子ども・家庭相談コーナー運営事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。</p> <p>《相談件数》 24年度：77,404人⇒増加</p>

施策（13）児童虐待への対応

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、平成17年度に市に要保護児童対策地域協議会を、各区に要保護児童対策実務者会議を設置して、関係機関との連携を図っています。

児童虐待の通告があれば、子ども総合センター（児童相談所）と各区の子ども・家庭相談コーナーが協力しながら、緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速な対応に努めています。組織的にも、子ども総合センター（児童相談所）においては、児童虐待の初期対応を専門的に行うチームの設置や児童福祉司などの増員、各区の子ども・家庭相談コーナーでは虐待事案を担当する係長を配置するなど、体制の強化・充実を図ってきました。

また、幼稚園・保育所・学校など子どもに関係する機関の職員に対しては、「児童虐待対応リーダー養成研修」等を通じて、虐待と疑われるケースへの対応力向上を図るとともに、市民向けには、毎年11月のオレンジリボンキャンペーン期間に「児童虐待問題連続講座」を開催するなど啓発活動にも努めてきました。さらに、虐待を行った保護者等に対しては、適切なカウンセリングを行い、必要に応じ養育技術の向上などを図るペアレントトレーニングを実施しています。

このように、児童虐待の防止、早期発見、早期対応および適切な支援を行うため、地域・区・市レベルの各段階において関係機関が相互に連携して支援していく体制を整えるとともに、関係機関への研修会や啓発活動などを行いました。

【現状・課題】

ア. 児童虐待の早期発見、早期対応

《現状》

本市の児童虐待通告件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成24年度は452件となっています。これに対し、子ども総合センター（児童相談所）の児童虐待対応件数は、平成18年度の456件をピークに、いったんは平成22年度308件まで減少しましたが、その後微増し、平成24年度は346件となっています。

また、児童虐待に関する家庭訪問や調査、面接等の対応、家族再統合に向けた調整や支援に時間を要し、対応に苦慮しているケースもあります。

区役所の母子保健担当や学校などから、居住実態が把握できない児童に関する情報が寄せられるケースがあります。

《課題》

- 児童虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見・早期対応することが重要であり、そのためには関係者だけでなく、地域住民への研修や啓発が必要です。
- 虐待リスクの高い居所不明児童を含む児童虐待対応に関して、より高度な専門性や一時保護、立ち入り検査などの権限を持った子ども総合センターと、地域に根ざした支援を行う区役所がさらに連携を強化し、それぞれの特徴を生かした役割を果たすとともに、他の関係機関とも連携を深めて行くことが必要です。

イ. 医療機関との連携

《現状》

児童虐待対応件数のうち、医療機関からの通報が少ない傾向にあります。全国の小児科専門医を対象とした調査（平成 16 年度）によると、虐待された児童の診察の経験は、6 割の医師が「あり」と答えていますが、そのうち、実際に通告したのはその 6 割にすぎません。

《課題》

- 地域の医療機関の虐待対応能力を向上させ、虐待が疑われる児童を早期に発見し、児童相談所への通告につなげる取り組みを行う必要があります。

【施策の方向性・柱】

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行うとともに、児童虐待が発生した場合、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めます。また、子どもの安全を守るための一時保護や虐待後のケアなど、家族の再統合に向けた保護者への支援を進めます。

【成果の指標（目標）】

① 児童虐待対応件数 （24年度：346人⇒減少）

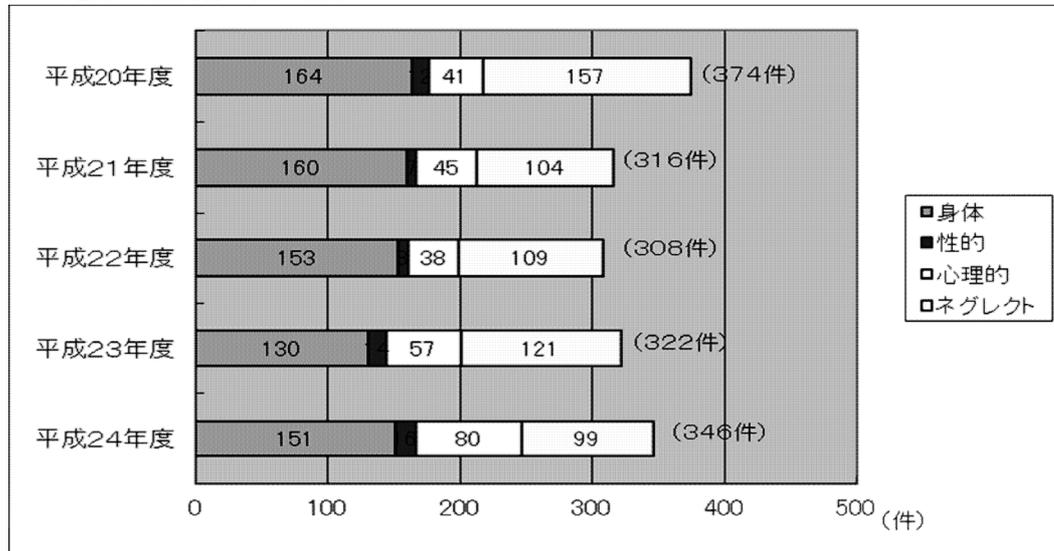
(参考データ)

○ 児童虐待対応件数の推移

年度	件数(件)	児童人口(人)	児童一人中の件数(件)	養護相談(件)	養護相談中虐待の相談割合	相談件数(件)	全相談中虐待の相談割合
20	374件	157,243人	23.78件	899件	41.6%	5,213件	7.2%
21	316件	156,413人	20.26件	785件	40.3%	4,475件	7.1%
22	308件	155,486人	19.81件	817件	37.7%	4,669件	6.6%
23	322件	154,996人	20.77件	906件	35.5%	4,608件	7.0%
24	346件	154,995人	22.32件	1,279件	27.1%	6,260件	5.5%

※平成24年度の相談件数の大幅な増加は、「子ども相談情報システム」の運用開始により、相談項目を確実に計上できるようになったなどによるもの。

○ 虐待の種類別件数の推移



○ 年齢別・虐待の種類別件数(平成24年度)

	身体	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	65	4	38	50	157
小学生	47	3	28	39	117
中学・高校生 その他	39	9	14	10	72
計	151	16	80	99	346

■ 具体的な取り組み

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	<p>子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。</p> <p>《相談件数》 24年度：77,404人⇒増加</p>
再掲	<p>生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 (のびのび赤ちゃん訪問事業) [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <p>《乳幼児全戸訪問の訪問率》 24年度：86.3%⇒31年度：100%</p>
再掲	<p>育児支援家庭訪問事業 (のびのび赤ちゃん訪問事業) [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。</p> <p>《家庭訪問件数》 24年度：2,322件⇒31年度：2,856件</p>
新規 再掲	<p>妊娠期からの養育支援事業 (すくすく子育て支援事業) [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。</p>

<p>再掲</p>	<p>保育カウンセラー事業 [子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒ 現状維持</p>
<p>再掲</p>	<p>乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。</p> <p>《フォローアップ率》 24年度：100%⇒ 現状維持</p>

	<p>児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○ 要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上 ○ 子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実および居所不明児童の安全確認のための取り組み強化 ○ 関係機関等が児童虐待にかかる早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○ 法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施
再掲	<p>子ども総合センターの運営</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。</p> <p>また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。</p>

再掲	<p>家族のためのペアレントトレーニング事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>虐待の再発防止および未然防止を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。</p>
新規	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。</p>
再掲	<p>24 時間「子ども相談ホットライン」事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24 時間体制で電話相談を受け付けます。</p>

施策（14）障害のある子どもへの支援

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

障害のある子どもの放課後の居場所づくりとして、特別支援学級等も対象とした「放課後等デイサービス」を開始し、障害のある子どもが放課後の時間を安全に過ごせる場や、日常生活の基本動作の習得するための訓練、さまざまな余暇活動を体験する機会等を提供しました。

さらに、障害のある児童を受け入れる放課後児童クラブに対して、専門的見地から助言等を行う巡回カウンセラーの派遣を行うとともに、指導員向け研修を充実し、資質向上に努めました。その結果、障害児に対する理解が進み、受け入れが促進されています。

また、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、区役所の相談窓口である「高齢者・障害者相談コーナー」を中心として、「障害者基幹相談支援センター」や「障害者しごとサポートセンター」、「総合療育センター地域支援室」などの専門相談機関との連携の強化を図ってきました。

障害児の療育および医療の中核施設である総合療育センターについては、老朽化等の課題に対応した再整備や（仮称）総合療育センター西部分所の新設など、基本計画の策定等に着手しました。

発達障害についても、「発達障害者支援センター」などの専門相談機関を中心に、市民の理解を促進し、保護者による適切な対応を支援する取り組みを進めています。

このように、子どもの状態に応じた適切な支援を行うなど、障害のある子どもたちの成長と自立を支援する取り組みの充実に努めてきました。

【現状・課題】

ア. 障害のある子どもの早期発見

《現状》

幼稚園や保育所等において、発達障害の兆候に気付いても、保護者が受容できなかつたり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くなっています。また、保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれています。

《課題》

- 医療と福祉の連携や、乳幼児の健診内容などにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図る必要があります。
- 幼稚園や保育所等と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽に相談できる窓口が必要です。

イ. 総合療育センターの役割

《現状》

総合療育センターでの発達障害に係る新患数は、増加傾向にあります。また、重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況です。総合療育センターの専門性を生かし、障害のある子どもを支援する中核施設として、さらなる強化が求められています。

《課題》

- 総合療育センターの再整備にあわせ、医師や専門スタッフの確保および在宅や保育所・幼稚園等への支援の充実を図るなど、総合療育センターの機能強化について検討が必要です。

ウ. 小学校就学前の支援

《現状》

幼稚園や保育所等において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきていますが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態があり、さらなる対応の充実が望まれています。また、障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況となっています。

《課題》

- 幼稚園、保育所等で就学前の障害のある子どもを受け入れるため、総合療育センターなどの専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要です。
- また、障害児通所支援での通園時間終了後の対応についても検討が必要です。

エ. 小学校入学時の支援

《現状》

小学校等入学に際して、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録の送付などにより、幼稚園、保育所等から小学校等への情報伝達を行っています。しかし、就学相談を受けない場合などには、言葉や行動など発達についての詳細な情報伝達が十分でないことがあります。発達について気になる子どもについては、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所等と小学校のさらなる連携が求められています。

《課題》

- 小学校入学時に限らず、支援のあり方や、より効果的な情報のつなぎ方の検討が必要です。

才. 学齢期等の支援

《現状》

放課後等デイサービスでは、障害のある子どもに対し訓練や社会との交流を促進することから、利用者が増加しています。障害のある子どもの放課後などの余暇活動の場としても、放課後等デイサービスが活用されており保護者の就労支援やレスパイト（一時的休息）の対応に生かされています。また、特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受け入れを促進しています。

《課題》

- 放課後等デイサービスでは、障害特性に応じた支援の充実を図る必要があります。
- 放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進する必要があります。

力. ライフステージ(年代別の生活状況)を通じた相談支援

《現状》

「高齢者・障害者相談コーナー」や「障害者基幹相談支援センター」、「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はありますが、障害の種別・程度、年齢、受けようとする福祉サービスの内容等によって、相談する機関が異なる場合があり、市民にとってわかりづらい状況になっています。また、ライフステージが変わる際の情報の引継ぎや共有化など、関連機関のさらなる連携の充実が望まれています。

《課題》

- ライフステージが変わっても、引き続き、保護者の悩みや不安感の解消等に関する相談ができるよう、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制による支援情報の一元化することや、利用しやすい身近な相談窓口を広く市民に周知することが必要です。

キ. 卒業後の地域生活に向けた支援

《現状》

特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就労支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない状況です。また、発達障害については、障害特性がわかりにくく、特に意思疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい状況となっています。

《課題》

- 教育・福祉から雇用への移行を促進するため、障害のある生徒が卒業後、一般企業等に就職できるよう、関係機関の密接な連携のもと、支援を強化することが必要です。

ク. 重度の障害のある子どもへの支援

《現状》

重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況ではありますが、障害の特性に応じたサービスの充実が求められています。特に、医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）の支援については、施設入所、通園、ショートステイなどのサービスが不足しています。

《課題》

- 総合療育センターの再整備に合わせ、重症心身障害児（者）が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要です。

ケ. 発達障害のある子どもに対する支援

《現状》

発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなどさまざまな特性があり、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活しています。また、発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向で推移しています。

《課題》

- ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要です。
- 発達障害に関する研修・啓発や、市民の理解を促進することが必要です。
- 発達障害のある子どもやその家族の支援など、発達障害者支援センター「つばさ」の相談体制の充実を図ることが必要です。

【施策の方向性・柱】

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。

また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

障害のある子どもへの支援は、通所支援を行う通園施設での専門的療育訓練だけでなく、保育所等での集団生活の場における療育支援も必要であることから、幼稚園、保育所等での受け入れや保育内容の充実を図ります。

また、小学校入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化と、レスパイトなど保護者の負担軽減の充実

障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。

また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト（一時的休息）の確保など保護者の負担軽減を図ります。

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。

特に、重症心身障害児（者）が利用できるショートステイや通園などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期

から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。

また、発達障害児（者）支援の中核機関である「発達障害者支援センター」の相談支援体制の一層の充実を図ります。

【成果の指標（目標）】

- ① 専門相談機関・施設等に相談する割合 （23年度：42.8%⇒増加）
- ② 相談する相手がない人の割合 （23年度：0.5%⇒維持）

(参考データ)

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:等級別)(平成24年度)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
件数	434件	198件	110件	67件	21件	41件	871件

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:障害別)(平成24年)

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
件数	20件	136件	3件	509件	203件	871件

○ 療育手帳交付件数(18歳未満)(平成24年)

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
件数	607件	1,320件	1,927件

○ 悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合
行政や民間の相談窓口	3.9%
施設や医療機関の職員	38.9%
友人・知人	19.2%
家族	71.9%
相談できる人がいない	0.5%

資料:北九州市障害児(者)実態調査(平成23年度)

注:障害児分だけの割合(重複回答)

○ 障害児通所支援(平成25年度)

児童発達支援センター	7施設	定員270名
児童発達支援事業	14事業所	定員145名
放課後等デイサービス	33事業所	定員340名
保育所等訪問支援	3事業所	

○ 障害児入所支援(平成25年度)

福祉型障害児入所施設	小池学園 定員60名	あすなる学園 定員30名
医療型障害児入所施設	総合療育センター	定員80名

○ 発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況

	実人員	件数
平成 22 年度	897 人	3,227 件
平成 23 年度	1,087 人	3,495 件
平成 24 年度	1,071 人	3,146 件

○ 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成 23 年度	99 施設	256 人
平成 24 年度	89 施設	220 人
平成 25 年度	99 施設	233 人

○ 放課後等デイサービスの利用実績

	利用者数	回数
平成 24 年度	250 人	2,749 回

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数（4 月 1 日現在）

	人数	クラブ数
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	127 クラブ

■ 具体的な取り組み

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 《乳幼児全戸訪問の訪問率》 24年度：86.3%⇒31年度：100%
再掲	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。 《わいわい子育て相談実施回数》 24年度：104回⇒31年度：108回
再掲	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

再掲	<p>親子通園事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、発達気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 26年度：40組⇒31年度：50組</p>
再掲	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
再掲	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
拡充	<p>総合療育センターの機能の強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>総合療育センターの再整備とともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>

再掲	<p>医療機関との連携強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけ、参加を促すことで発達障害に関する理解を促進します。</p> <p>《研修の受講者数》 24年度：130人⇒維持</p>
拡充 再掲	<p>北九州市障害者基幹相談支援センターの運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行うとともに、あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。</p> <p>《相談件数》 24年度：21,112件⇒維持</p>
	<p>おもちゃライブラリーの運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行います。</p> <p>《おもちゃの貸出点数》 24年度：345点⇒維持</p>

	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 24年度：164校・園⇒30年度：201校・園</p>
<p>拡充 再掲</p>	<p>特別支援教育を行う場の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課]</p>	<p>幼児児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。</p> <p>○特別支援学校の検討および整備</p> <p>○特別支援学級の設置</p> <p>○通級指導教室の設置</p>
<p>拡充</p>	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>○特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 <p>○医療・労働などの専門家</p>

	<p>特別支援教育の理解啓発</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。</p> <p>○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実</p> <p>○特別支援教育講演会</p> <p>○公開講座（特別支援学校のセンター的機能）</p> <p>○特別支援学校学級合同スポーツ大会（小・中学校） など</p>
	<p>育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。</p>
	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
	<p>障害児通所支援の機能強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援おける各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図ります。</p>
	<p>障害児入所支援の機能強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。</p>

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 24年度：164校・園⇒30年度：201校・園</p>
再掲	<p>障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>

再掲	<p>幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・特別支援教育課] [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園や保育所、障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。</p> <p>○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など</p>
再掲	<p>一時保育事業 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭および育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。</p> <p>《実施施設数》 26年度：69施設⇒31年度：80施設</p>
再掲	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	<p>放課後等デイサービスの充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行います。</p>

再掲	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
再掲	<p>放課後児童クラブの運営体制の充実 〈放課後児童クラブ管理費〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。</p> <p>運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。</p>
	<p>小学生ふうせんバレーボール大会</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害のある小学生と障害のない小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図ります。</p> <p>《大会参加者数》</p> <p>24年度：9,144人⇒維持</p>

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化と、レスパイトなど保護者の負担軽減の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター西部分所において、主に本市西部地区の発達障害児（者）およびその保護者を対象に、相談支援等を行います。発達障害者支援センター本所および西部分所の2拠点が生市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
	障害児（者）を対象としたショートステイ事業 [保健福祉局・障害福祉課]	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。
再掲	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。

	<p>北九州障害者しごとサポートセンターの充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害のある子どもたちが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細やかな就労支援を行い、就職を促進します。</p>
	<p>北九州市障害者自立支援協議会の運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、機関相互の連携を図ることで障害児（者）の地域生活を支援します。</p>
	<p>高齢者・障害者相談コーナーの運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受けます。</p>
	<p>ホームヘルプサービス事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。そのサービスに要した費用を市が負担します。</p>
	<p>障害児の長期休暇対策</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害のある子ども本人の健全な育成と家族の介護負担軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供します。</p> <p>《参加者数》 24年度：358人⇒増加</p>

<p>拡充</p>	<p>北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行うとともに、あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。</p> <p>《相談件数》 24年度：21,112件⇒維持</p>
	<p>機能回復訓練事業 [保健福祉局・障害福祉センター]</p>	<p>言語・聴覚障害児の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するため、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。</p>
<p>新規</p>	<p>特別支援学校における就労支援事業 [教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、進路指導の充実を図ります。また、高等部卒業生の社会参加や職業的な自立を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒に対する指導や教員支援のための企業関係者等の派遣 ○就労支援コーディネーター等による実習先や就労先となり得る企業の開拓 ○進路指導担当者を主とした、就労支援ネットワーク構築や労働関係機関等との連携

再掲	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 24年度：164校・園⇒30年度：201校・園</p>
拡充 再掲	<p>特別支援教育を行う場の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課]</p>	<p>幼児児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。</p> <p>○特別支援学校の整備および整備の検討</p> <p>○特別支援学級の設置</p> <p>○通級指導教室の設置</p>
拡充 再掲	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>○特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 <p>○医療・労働などの専門家</p>

再掲	特別支援教育の理解啓発 [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 ○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会 ○公開講座（特別支援学校のセンター的機能） ○生き生きバリアフリー事業 など
----	--------------------------------	---

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
拡充 再掲	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	総合療育センターの再整備とともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。
再掲	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。
	小池学園（児童部）居住環境改善事業の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもへの支援の強化のため、小池学園児童部の居住環境を改善します。

再掲	<p>障害児（者）を対象としたショートステイ事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。</p>
拡充 再掲	<p>北九州市障害者基幹相談支援センターの運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行うとともに、あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。</p> <p>《相談件数》 24年度：21,112件⇒維持</p>
再掲	<p>ホームヘルプサービス事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。そのサービスに要した費用を市が負担します。</p>
	<p>日常生活用具給付等事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>自力で日常生活を営むことに著しく支障のある在宅重度障害児（者）に対し、ストマ用具等の日常生活用具を給付、または貸与することで日常生活の便宜を図ります。</p>
	<p>補装具費の支給</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>身体障害者の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の交付および修理を行います。</p> <p>《年間支給件数》 24年度：3,315件⇒維持</p>

	<p>移動支援事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児（者）が公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする場合に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動の手段を確保し、障害児（者）の自立や社会参加の促進を図ります。</p>
	<p>障害児福祉手当</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>日常生活において、常時、特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。</p>
	<p>特別児童扶養手当</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>身体障害・知的障害・精神障害の状態（重度・中度）にある20歳未満の障害のある子どもを扶養している父母等に手当を支給します。</p>
	<p>重度障害者医療費支給制度</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。</p>
	<p>重度障害者タクシー乗車運賃助成事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の重度障害児（者）の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児（者）の外出を支援します。</p> <p>《助成者数》 24年度：4,755人⇒増加</p>

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	わいわい子育て支援事業 くすくす子育て支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。 《相談実施回数》 24年度：104回⇒31年度：108回
再掲	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 26年度：40組⇒31年度：50組
	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター西部分所において、主に本市西部地区の発達障害児（者）およびその保護者を対象に、相談支援等を行います。発達障害者支援センター本所および西部分所の2拠点が生市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。

再掲	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
	<p>「発達障害者のためのサポートファイル」普及事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>発達障害の理解を促進するとともに、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者をはじめ、学校や医療機関等に対して「発達障害者のためのサポートファイル」の普及を図ります。あわせて、利用者のニーズに沿った改善を図ります。</p>
	<p>発達障害者総合支援事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>広く一般市民を対象に、発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムを開催します。また、厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」を広報するため、発達障害者支援センター「つばさ」や親の会等と協働してイベントを行います。</p>
再掲	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

再掲	<p>総合療育センターの機能の強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>総合療育センターの再整備とともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。</p> <p>また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>
	<p>医療機関との連携強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけ、参加を促すことで発達障害に関する理解を促進します。</p> <p>《研修の受講者数》</p> <p>24年度：130人⇒維持</p>